

○「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて」
新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第一 この取扱いは、次のいずれかに該当する施設において、 <u>新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを診療の用に供する検査として行う衛生検査所を臨時的に開設する場合に認められるものであること。</u> 1～3 (略) 第二 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号。以下「<u>臨検法</u>」という。）及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。 1 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>これまでに病原体核酸検査の実績を有している施設の場合は、当該施設からの都道府県、保健所設置市又は特別区への電話、電子メール等による連絡をもって登録の申請がなされたものと扱い、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長は、当該施設が本通知に則って登録を受けることが可能であることを電話、電子メール等により確認した上で、臨検法第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づく衛生検査所の登録を行うこととして差し支えないこと。</u>	第一 この取扱いは、次のいずれかに該当する施設において、 <u>医療機関から委託を受けて新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行う衛生検査所を臨時的に開設する場合に認められるものであること。</u> 1～3 (略) 第二 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。 1 (略) (1)・(2) (略) <u>(新設)</u>

この場合において、臨検法施行規則様式第六による申請書の提出は、事後的に行うこととして差し支えないこと。また、臨検法施行規則第 13 条に基づく登録証明書の交付は、申請書の提出後に行うこととして差し支えないこと。

ただし、申請書は可能な限り速やかに提出することとし、提出がなされない場合は、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長は臨検法第 20 条の 5 第 1 項に基づき必要な事項の報告を命じること。

2～4 （略）

5 実地調査による申請事項に係る事実の有無の確認等については、登録後でも差し支えないこと。

2～4 （略）

5 衛生検査所の登録の申請がされた場合は、書面による審査を行うこと。また、実地調査による申請事項に係る事実の有無の確認等については、登録後でも差し支えないこと。